

G M D S S 航海用具法定点検整備

仕 様 書

第一管区海上保安本部

## 1 整備概要

### 1-1 目的

本仕様は、巡視船艇の航海用具（航海用レーダ、ナブテックス受信機、VHF/DSC（聴守・呼出装置））について実施する船舶安全法に基づく法定点検の標準的な整備方法を示すものである。

### 1-2 件名

GMDSS航海用具法定点検整備

### 1-3 対象船艇、対象機器及び対象項目等

別紙1「GMDSS航海用具点検整備計画表」のとおり。

### 1-4 管理事務所(担当原課)

第一管区海上保安本部 総務部情報通信課

〒047-8560 小樽市港町 5-2

電話 0134-32-9118（内線 2418）

### 1-5 履行期限

令和9年3月31日

### 1-6 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

## 2 一般共通事項

### 2-1 法令順守（コンプライアンス）

- (1) 受注者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守してその内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 受注者は、本仕様書に基づく作業等により知り得た識別符号について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守して不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。
- (3) 履行完了にあつては、検査職員の検査を受けること。

### 2-2 秘密の保全

- (1) 受注者は、本仕様書に基づく作業遂行によって知り得た個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守してその内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理及び作成等した情報であつて、担当原課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、「情報保全に係る履行体制に関する資料」に記載した情報

に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。

- ① 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については、適切に保管するものとする。
- ⑤ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について、直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

### 3 整備仕様

#### 3-1 航海用レーダ

関係法令等の規定に従い、整備済の計測器を使用して、法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。

#### 3-2 ナブテックス受信機

関係法令等の規定に従い、整備済の計測器を使用して、法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。

#### 3-3 VHF/DSC（聴守・呼出装置）

関係法令等の規定に従い、整備済の計測器を使用して、法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。

#### 3-4 整備業者

本整備は、船舶安全法に基づくサービスステーションの登録を受けた整備事業者が実施するものとする。

#### 3-5 整備記録

法定点検の整備記録（測定結果を含む。）は次のとおり所要部数を作成し速やかに提出すること。

(1) 整備記録様式

「船舶検査の方法」(国土交通省制定)等に定められた整備記録総括表及び機器別の整備記録。

(2) 提出先及び提出部数

- ① 各巡視船艇 1部
- ② 管理事務所 1部

3-6 その他

(1) 各船艇の点検整備実施時期については監督職員が指示する時期に各巡視船艇の定係地(係船岸壁)又は定期修理請負造船所にて原則実施するものとする。

(2) 各機器の取扱については、十分熟知して行うこと。また、過失を含む電波の誤発射に関しては、防止対策を万全に行うこと。

なお、誤発射(可能性を含む。)した場合には、監督職員に速報し、必要な対策をとること。

(3) 支払は、検査職員の履行確認検査完了後、一括支払いとする。

3-7 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(様式1)を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合はこの限りでない。